地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定例監査を 実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和4年12月23日

刈谷市監査委員 加藤清美

刈谷市監査委員 外 山 鉱 一

定例監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、刈谷市監査 査基準に準拠して実施する監査

第2 監査の概要

1 監査の対象及び期間

次世代育成部

子育て推進課 (夢と学びの科学体験館を含む)

令和4年11月30日(水)~12月 6日(火)

子育て支援課 令和4年12月13日(火)~12月16日(金)

子ども課 令和4年12月 7日(水)~12月12日(月)

2 監査の対象事項及び範囲

令和4年4月1日~令和4年10月31日までに執行した事務事業

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に 適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び 運営の合理化に努めているかという点に留意して監査を実施した。

第3 監査結果

各事務は、法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるように し、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。